



モダン寺新聞

く別院だよりく

第31号

発行所

浄土真宗本願寺派 本願寺神戸別院
〒650-0011
神戸市中央区下山手通八丁目一番一号
TEL 078-341-5949

基礎工事から躯体工事へ ～完成予定は来年4月末～

別院北側に建設中の『寺院子弟育成施設・増設納骨所』を含む「別院整備工事」の基礎工事が完了いたしました。

半年前に終了した解体工事の後、地中障害撤去・掘削工事等を経、さらに別院一階玄関の改修工事と平行して行なわれてきました。

現在は、移動式クレーン等の大型重機を用いて、土台、柱、梁、桁などの構造部分を組み立て、建物そのものを形作る『躯体工事』の段階に入っています。

既に一階躯体工事は終了し、十一月五日現在では、二階躯体工事の終了段階に入っています。

六階建ての建物を建てるという大きな建築工事となりますが、建築の進行状況は工事行程全体から見て、約四割程度の進み具合となっています。

躯体工事に入ったことで、柱等の大まかな姿が現れてきており、いよいよ建物の完成が具体的に近づいて参りました。

『親鸞聖人七百五十回大遠忌法要』をご縁として計画されたこの度の工事ですが、工事の進行に合わせ、大遠忌法要のPRの一環として、別院公用車四台に、大遠忌法要の教区キャッチフレーズ

『今、大切な“ことば”がある』



別院の法務の車にもステッカー

と、現在建築中の増設納骨所をご案内する二種類のステッカーが貼られました。

工事の進行に合わせて、増設の納骨所のお問い合わせ・お申し込みも頂いております。

今後は、躯体工事の進行とともに、各階の内装工事・設備関連工事や、一階食堂改修工事、一階ホール改修工事などが行なわれる予定です。

神戸を代表する寺院として、また門信徒・教区内寺院・地域の皆様の様々な要望に対応できる、次代に即応したお寺、活動の中心となるお寺として、さらに集い易く活用しやすくなる為の、この度の工事でございます。

一階玄関改修工事完了！

ロビー拡張

この度、『本願寺神戸別院整備工事』の一環として、八月より行ってきました、一階玄関の改修工事が完了致しました。

別院玄関前のピロティ部分を廃止し、玄関内側のロビーを拡張するという工事で、ロビー面積が従来の約二倍に広がり、研修会の時などに、より実用的な空間として活用することが可能になりました。

広々とした開放感あふれるロビーには、休憩・待ち合わせにご利用していただけるイスも設置し、加えて新たに、清涼飲料の自動販売



広々としたロビー

機も設置致しました。くつろぎの空間として、多くのご参拝の皆様にご利用して頂けますことを願っております。



車イス用のカウンターや点字ブロックも整備

受付カウンター設置

ロビー拡張に併せて、新たに一階受付カウンターも増設いたしました。

一階の自動ドアより入って右手に設置された受付では、別院施設や行事のご案内等を行わせていただく予定でございます。

初めてのご参拝でもお参りしやすい、温かい接遇を心がけ、より親しみのあるお寺となります様に努めてまいります。

AED設置

～救急時に「私が助けたい」～

当別院で行われた『救急医療について』基推委社会対応部会・ビハーク兵庫合同研修会をきっかけとし、この度、AED（自動体外式除細動器）を、別院事務所に設置致しました。

AEDとは、突然の心停止のおもな原因『心室細動』と呼ばれる不整脈を取り除くのに、ただ一つ有効な処置（電気的除細動）を行なうことが出来る機器です。

心停止時の初期救命では、倒れてからいかに早く胸骨圧迫（心臓マッサージ）＋AED使用を実施するかが重要です。

心室細動で意識を失うと、何もしなければ、一分ごとに救命率は七～十％低下していき、五分後では五十％、十分ではほぼ0％になってしまいます。

日本における病院外での心停止の発生件数は、年間二～三万件程度と推定されており、この数は交通事故による死者数の三～四倍にもなります。

AEDは二〇〇四年に医師以外でも使えるようになったことで、普及が急速に進み、今ではスポー



事務所に設置されたAED

ツ施設や学校、駅構内など国内に約十五万台設置されています。

当別院も、多くの方が参拝される施設として、万が一の事態に適切に対応できるよう、またより安心してご参拝いただけるよう、救急処置の充実を図ってまいります。

また、地域に根付いた別院になるためにも、別院付近の方々には掲示板やポスターを通じてお知らせをしていきたいと思っております。



前卓とは須弥壇（モダン寺新聞三十号参照）や、脇壇などの前に置く卓のことです。
浄土真宗本願寺派の前卓は、「六鳥型」やその略式の「三鳥型」と言われる物が一般的です。



自然の藤を四本使用した前卓

阿弥陀經に説かれる極樂浄土の、白鵠（びゃっこう）・孔雀（くじゃく）・鸚鵡（おうむ）・舍利（しゃり）九官鳥の一種・迦陵頻伽（かりょうびんが）・共命之鳥（ぐみょうのとり）の六鳥、あるいはこの中の三鳥が、前卓前面の腰板に彫刻されているためです。

ところが、神戸別院の天尊前前卓を見ると、六鳥はおろか、一羽の鳥も彫られていません。しかし、鳥の姿はありませんが、植物の『藤』がそのまま前卓になった様な独特な形をしています。

なぜこの様な形になったのか？それは、神戸別院特命住職・大谷尊由師の兄で、当別院の設計に大きな影響を与えた、本願寺第二十二代宗主・大谷光瑞師（鏡如上人）に由来します。

光瑞師は、明治三十一年、二十三歳の時にもとの旧五摂家の一つでもあった『九條家』より、九條籌子（かずこ）さま（当時十七歳）と結婚されました。

その時籌子さまがご持参なされた紋所が『下り

藤』（通称「九條家下り藤」）だったそうです。

父明如上人の御逝去により門主の座に就かれた光瑞師は、明治三十六年の伝灯報告法要の際に制定された記念五條袈裟の紋所に、『下り藤』を御依用なされました。

籌子さまは非常に美しく聡明な方で、光瑞師は籌子さまをこよなく愛されました。しかし、十三年の結婚生活後、明治四十四年、三十歳の若さで籌子さまは世を去られます。光瑞師は籌子さまが亡き後も、生涯独身を貫かれました。九條家より嫁ぎ、若くして亡くなった、生涯唯一愛した妻への想い。その想いがこの前卓の下り藤に込められているのではないのでしょうか？



さあ!! 冒険に出発だ

子ども会より



十月十七日（土）にモダン寺土曜子ども会、秋の遠足には大谷光瑞師ともゆかりのある須磨離宮公園に行きました。

時折小雨の降る肌寒い天気でしたが、バラが見ごろを迎えた公園で、子どもたちはお弁当をおいしそうに頬張り、お菓子を交換し合うなど、大はしゃぎでした。

午後からは一周五十分以上もかかるアスレチックで思い切り体を動かしました。所狭しと走り回る子どもたちに大人は付いていくので必死、最後は子どもに大きく引き離される結果となりました。

光瑞師は、浄土真宗の国際化や仏教教団の再生を狙いとして『大谷探険隊』を自ら率い、三次にわたり中央アジアの仏教遺跡を探険、シルクロード研究に多大なる功績を残しました。

須磨の地で探険の疲れを癒し、探険で得た発掘品を愛でておられたのかもしれない。

趣は全く違いますが、子どもたちはかつて光瑞師が過ごした土地で、時を経て須磨の地を満喫していました。

法座のご案内

神戸別院報恩講

十一月二十七日(金)

午後一時半 逮夜法要

午後五時半 初夜法要

十一月二十八日(土)

午前七時 晨朝法要

午前十時 日中法要

午後一時半 大逮夜法要

午後四時半 帰敬式

※申込者のみ

午後五時半 初夜法要

十一月二十九日(日)

午前七時 晨朝法要

午前十時 満日中法要

講師 安芸教区広陵東組妙蓮寺

高橋 哲了 師

講題『現生正定聚』

十二月

第一土曜仏教講座

五日(土) 午後一時三十分より

講師 滋賀教区蒲生上組浄光寺・

行信教校講師

藤澤 信 照 師

講題『念じてくださる 仏さま』

仏教婦人会定例法座

※休座

常例法座

十五日(火)・十六日(水)

午後一時三十分より

講師 兵庫教区宗栗組教専寺

大西 宝 雲 師

講題『現生正定聚』

納骨所事前申し込み特例期間、期限迫る
12月末日まで

大遠忌のご勝縁に併せて、別院北側に建設中の納骨所ですが、工事着工の遅れにより、当初予定しておりました竣工期日が変更となりました。

申し込みの期限が迫ってまいりました。

当別院納骨所をご検討の方は、お早めにお申し込み下さい。

特例期間内に納骨所使用懇志(一家分二百五十万円以上)をご進納いただいた方には

◆使用懇志の減免(十万円)

◆年次維持冥加金(年間一万円)の二年間の免除を致します。

さらに、使用申し込みをして頂き、納骨所使用懇志を全納頂いた方より順番に、ご希望の納骨所の区画を選択していただくことが出来ます。

納骨所の増設数は、現在百基程度を予定しており、すでに多くの

納骨所の増設数は、現在百基程度を予定しており、すでに多くの

お問い合わせ・お申し込みを頂いております。

別院二階事務所には、納骨所の見本、パンフレットもご用意しております。また、納骨所の説明をご希望の方は、担当職員までお気軽に声をおかけ下さい。

納骨場所をお探しの方はもちろん、墓地が遠方で「お墓参りに行きたくても気軽に行けない」とお悩みの方など、当別院納骨所をぜひご検討下さい。

納骨所の説明、申し込み書類の請求等、詳しくは当別院納骨所担当まで。

【電話〇七八(三四一)五九四九】

(担当/森・池田)



納骨所使用懇志について
250万円以上
年次維持冥加について
1万円

年次維持冥加金は、納骨所の使用が承認された年度から毎年納付していただくものです。これは、建物等の設備維持管理に要する経費で、経済の変動によって冥加金も変動いたします。

納骨所使用者が、住所不明のまま十年を経過して、年次維持冥加金を納入せず、且つ、納骨所使用権を承継するものの存否が明らかでないときは、使用承認を取り消します。

●幅40・奥行40・高さ229cm

お申し込み方法について

- 1.本願寺神戸別院あてに、申込書類を請求してください。(お電話でも受け付けております。078-341-5949)
- 2.本願寺神戸別院より申込書類一式を送付いたします。
- 3.申込書類に必要事項を記入し、所属寺ご住職の署名・捺印と申し込み者の実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してご提出ください。
- 4.申し込みと同時に所定の納骨所使用懇志を全額ご進納ください。
・所定の懇志をご完納いただきますと納骨所の使用が承認されます。
・ご進納は、直接持参して頂くか郵便振替をご利用ください。

納骨所は、別院及び本願寺派に包括される個人と寺院に対して、その使用を承認します。但し、輪番が、特に認めた場合に限り、個人または団体に対して、その使用を承認することができます。

郵便振替 口座番号00940-5-59518
本願寺神戸別院 兵庫教区教化センター

納骨所パンフレットより